

(参考様式 1－2)

事前点検シート

ふりがな	らんこしちょう	ふりがな	らんこしちょうかつせいかけいかく
計画主体名	蘭越町	活性化計画名	蘭越町活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和 6 年度 ～ 令和 1 0 年度 令和 6 年度 ～ 令和 7 年度	総事業費（交付金）	655, 000 千円（ 223, 708 千円）
活性化計画目標	供用開始後の地域産物の販売額（R7～R9 年度の 3 年間平均）201, 575 千円を目標とする。	事業活用活性化計画目標	① 地域産物の販売額の増加 201, 575 円 （令和 7 年度～令和 9 年度平均） ② 交流人口の増加 3, 675 人 （令和 7 年度～令和 9 年度） ③ 新商品開発 6 件

計画主体 確認の日付	令和 6 年 1 月 2 9 日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	------------------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○		地域農産物の販売額の増加、交流人口の増加、農産物の生産量増加を活性化目標としており、基本方針にある生産者の農家所得向上に繋がるものであり、法律及び同法に基づき国が算定する基本方針に適合している。 【根拠資料：第 6 次総合計画、山村振興計画、蘭越町基本計画】
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○		事業活用活性化計画の目標は、「農林水産物の販売・加工促進」、評価指数は「地域産物の販売額の増加」であり、定住促進事業か

				ら設定しており交付対象事業を定住促進のための農林水産物直売所・加工施設建設としているため、妥当である。 【根拠資料：森ノ醸造所事業計画】
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		【活性化計画の目標】 農林水産物加工施設を新設することにより、米を活用した新たな地産ブランドを立ち上げる等、特産品の生産、販売量拡大及び生産者の所得向上を推進する。 【事業活用活性化計画】 基幹産業である農産物を使用した直売所や加工施設等を整備することにより、直売所や加工施設等を整備することにより、加工品の開発や販売を通じ地域生産者と連携し、農産物の販売力強化、加工の推進を図り地域農業者の所得向上、生産者の後継者確保につなげ、地域の活性化も図る。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		蘭越町での実施中の活性化計画がないことを確認した。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○		本町が定める地域再生計画「蘭越町まち・ひと・しごと創生推進計画」の【数値目標】において、6次産業化による新商品開発件数では3件、新規就農者数2戸以上としており、山村振興計画においても、10P-（5）地域資源の活用に係る施策では、特色のある地域産物の生産・加工・販売の強化に向けた取り組みなど、地域の活性化に資する事業を推進するとしており、活性化計画及び事業活用活性化計画の目標を設定した。 【根拠資料：山村振興計画、蘭越町まち・ひと・しごと創生推進計画】
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○		直売所・醸造所建設に向け、地域の代表である振興会長、農業委員、生産者など関係機関に説明を行い、合意のもと進めている。

				また議会議員研修会での説明を行っており、今後計画地区住民説明会も実施する予定である。 令和5年1月18日 議会議員研修会（役場職員も参加） 32名出席（うち女性5名） 令和5年2月6日 関係機関・生産者顔合わせ会7名出席（うち女性1名） 令和5年1月31日 Web 会議6名参加 令和5年6月30日 Web 会議6名参加（うち女性1名） 令和5年12月8日関係機関・生産者、地区振興会長意見交換会7名出席（うち女性1名） 令和6年2月26日住民説明会（20名程度参加予定うち女性5名） 令和7年2月27日プレスリリース。 【根拠資料：議員研修会議案等】
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○		議会議員女性1名や振興会員に数名女性が参加しており、活性化計画の目標の1つである地域産物の販売額の増加について、意見などを取り入れながら計画の策定を行っている。 【根拠資料：議員名簿】
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○		蘭越町が主体となり、町などの関係機関や事業実施主体、農業生産者等と検討会を定期的に開催し、推進組織体制は確立されている。 【根拠資料：事業推進体制】
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		本事業の内容については、施設整備を行うことにより、地域外からの人々を呼び込み交流人口の増加につなげ、地産ブランドを立ち上げるなど特産品の生産、販売量拡大及び生産者の所得向上を図るため、活性化計画の目標である「地域産物の販売額の増加」また、事業活用活性化計画目標である「農林水産物の販売・加工

				推進」であり、事業内容はこれらの目標を達成するために直売所・醸造所を建設するものであり整合性は確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		総合戦略を踏まえ目標を設定し、人口ビジョンについても制定している。 【根拠資料：第6次蘭越町総合計画、蘭越町人口ビジョン】
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○		活性化計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間を設定。事業実施期間はR6～R7の2年間、評価期間はR7～R9となっており、適切である。計画期間2年間である点については、R6は直売所・醸造所の造成・基礎工事（新築）、R7は直売所・醸造所の施設（新築）を計画している。 「農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律に基づく活性化計画制度の運用に関するガイドライン。以下、ガイドラインという。」第四の2の（4）において、活性化計画の計画期間は原則として3年から5年程度とすることが望ましいとされている。 また、「農山漁村振興交付金（農山漁村イノベーション対策）実施要領別記3」第1の3において事業実施期間は活性化計画の計画期間内であって、かつ原則として3年以内とするとされている。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○		許可申請等について、道や町との協議等所要の手続きを担わせている。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○		交付対象事業費 447,419 千円に対して、交付額算定交付率 1/2 であり、交付額 223,708 千円は交付限度額の範囲以内である。 総事業費：655,000 千円 交付要望額：223,708 千円 交付限度額：交付対象事業費 447,419 千円×交付額算定交付率 0.5＝223,708 千円

1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	活性化計画区域は実施主体と同様であり、蘭越米を使った日本酒を製造することで町全体の活性化に繋がるため蘭越町全域に設定した。また、市街化区域を含まないため適切である。蘭越町の農林地は全体面積の 87.7%を占めており、また、農林漁業従事者数は全就業数の 49.1%を占めている。 $\frac{39,470\text{ha}}{44,978\text{ha}} \times 100 = 87.7\%$ $\frac{1,116\text{人}}{2,273\text{人}} \times 100 = 49.1\%$ 当該地区の人口は 2020 年の国勢調査では 4,568 人となっているが、直近の人口は 4,451 人（令和 4 年 4 月末住民基本台帳）であり、一貫して減少傾向にある。地域再生計画「蘭越町まち・ひと・しごと創生推進計画」4 の地域再生計画の目標において、「まちにしごとの場を増やす・まちに住むひと・訪れるひとを増やす・まちの未来を担う子どもを増やす」としている。 【根拠資料：地域再生計画、構造改革特別区域計画、】
------	---	---	--

2 個別事業について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○		自力もしくは他の助成によって実施中の事業は無い新規事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。	○		各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を適切に行い安全性等は確保するものとなっている。また、施工上検査体制については確保される見通しである。

	るか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。 実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。 木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	○		実施設計の中で、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組む予定である。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。	—		該当なし
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	○		交付対象となる施設等に係る減価償却資産の耐用年数は以下のとおり。 【建物】31年 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの 【器具・備品】15年 その他のもの、主として金属製のもの。 耐用年数は酒造施設すべて5年以上となっている。 【根拠資料：減価償却資産の耐用年数表、費用対効果算定フォーム総合耐用年数の算定】
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			

	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）	○		農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき、年効果額を第4の1の（1）のアの農業生産向上効果のうち農畜産物加工効果、3の（3）の（ウ）の交流体験機会費用、4の（5）の就業機会増加効果により算定。 年効果額は、52,728,000円、総合耐用年数は22年、還元率は0.0683、妥当投資額771,780,000円、 投資効率は1.10である。 【根拠資料：費用対効果算定、費用対効果分析（投資効率）】
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		投資効率＝1.10である。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㊸自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	—		該当なし
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○		地域連携販売力強化施設を整備する事業であり、事業実施主体は森ノ醸造所であり、実施要領に定める要件を満たしている。 実施要領別記3の別表2における交付対象事業は、交付対象事業は、「地域資源活用総合交流促進施設」、事業メニューは「㊸地域連携販売力強化施設」、要件類別は「定住促進対策型」である。 事業内容は、1の（1）で地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な販売促進施設等の整備である。 事業実施主体は、森ノ醸造所であり、実施要領に定める計画主体指定する者であり、アの参入法人にあたっては、3戸以上の農家から利用権設定等若しくは農作業の受委託を受けて農用地の利用集積を行うこと又は3戸以上の農家から原料の供給を受けて加工等を行うことに係る目標及びその達成プログラムを設定していることに合致している。

				【根拠資料：原料供給契約書】
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○		事業実施主体である森ノ醸造所の地域の圃場で収穫された米を日本酒加工し、地域の所得向上等の促進を図るものであり、地域全体の活性化が見込める施策である。 また、日本酒の醸造や貯蔵、販売促進を目的とした施設整備であり、目的外使用の恐れはないと判断。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	—		該当なし
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○		近隣市町村の類似施設は、半径 30 キロ圏内にはない。 また、ニセコ町に「八海醸造ニセコ蒸留所、倶知安町に「二世古酒造」があり、技術協力する等連携を図っていくため、他社との競合するものではない。 また、今回整備する施設については、本地区で収穫した米を加工した高付加価値スパークリング日本酒を主体とし、地域ブランドの販売・PRを目的としており、独自の事業を展開できることから、類似施設と競合するものではない。 【根拠資料：森ノ醸造所事業計画】
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○		この度整備するのは、日本酒に特化した酒蔵を整備することで地元食材を使った商品開発することで、ニセコリゾートの主要地であるニセコ町・倶知安町からインバウンド・富裕層もターゲットにしていく。 また、貯蔵施設については、地区で収穫した米を、秋に収穫、仕込み、冬から夏に熟成を行うこととしており、販売も含め通年雇用としている。 【根拠資料：森ノ醸造所事業計画、ニセコ観光圏整備計画】

	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○		施設等の設置場所について、本地区は稲作を中心とした農業基盤が整っており、道内外からコメどころとして知られており、町内には清流日本一に幾度も輝いた尻別川が貫流しており、気候・環境・景観共に日本酒造りに適した地域であることや、住民の利便性、観光客の集客力、用地確保の確実性などを考慮し決定。 【コン子資料：森ノ醸造所事業計画】
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	○		事業実施主体で生産するアイテムは、高付加価値スパークリング日本酒市場での早期シェア獲得とブランド確立を目標としており、国際都市化が進むエリアでの酒蔵開業は地域のみならず北海道内でも大きな反響が得られることが推測されることから、様々な分野での認知度向上を図り販路拡大を検討している。 【別添：森ノ醸造所事業計画書】
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○		地域の女性を雇用していく予定であり、女性農業者の育成・活躍の場の提供を推進していく。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○		事業費については、事業実施主体である森ノ醸造所、設計士等との間で協議を繰り返し、施設規模・構造などから概算費用を算出しているため、妥当な積算である。 【別添資料：森ノ醸造所図面、見積書】
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○		事前に設計士と設計協議を行い、施設整備のコスト削減に努めている。 また、現在、建設資材が高騰していることからリスクも検討し適正に見積もりを行っている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○		付帯施設は産地直売所利用者のための駐車場であり、汎用性はない。 【根拠資料：森ノ醸造所図面】

	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	—		備品は計画に含まれていない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○		当地区は、国道5号線から国道229号線から供用される町道とつながっており、生産者の利便性の面からも適正である また、整備予定場所周辺には、半径10キロ以内に来訪者の多い道の駅、「ふるさとの丘直売センター」、「シェルプラザ」があり、地域間交流結節点として高い集客効果が期待できる。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	○		施設用地はすでに確保されている。 【根拠資料：土地謄本】
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	交付要綱別紙19別表2の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ－1の第2の4の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。	—		該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）。	○		施設の延べ床面積は1,211㎡である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）。	○		直売施設の事業費は、189,640千円であり、国費は（575㎡×290,000円）×1/2＝75,786千円＋24,545千円（附帯施設であり、上限事業費以内である。 上限事業費を超える部分については、事業実施主体が負担する。

2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	○		活性化計画区域内において生産される地域農産物を施設にて、加工・販売を行うことで、地域間の相互連携を図る。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	○		事業実施主体では、日本酒の従来からある純米酒などの特定名称制度の提案は行わず、業界初となる新たな製造方法で付加価値の高い商品開発を行い、当該施設を販売戦略の拠点施設として活用し、ブランド化を図っていく。 【根拠資料：森ノ醸造所事業計画】
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	○		加工・醸造・販売と年間を通じて運営される施設であり、農産物の生産から加工・醸造・販売に関わる人材が必要であり、継続的な地域雇用・所得を生み出すことを予定している。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	○		活性化計画区域で生産される農産物を加工・販売を行う施設であり、地区からの女性の雇用を検討している。 また、女性が持つ技術や知識を生かした直売や農産加工等による、女性の参画に寄与できる施設である。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○		事業実施主体は事業計画策定にあたり、融資機関との資金調達の協議の上、売り上げ計画・損益計算書・一般管理費を策定し協議を進めている。 【根拠資料：森ノ醸造所事業計画】
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○		建築工事等、一般競争入札に付するものとし、事業実施主体が競争性のある契約方式で <u>行うこととしている</u> 。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか。）。	○		事業実施主体である森ノ醸造所が施設の管理・更新を適切に行うこととしている。

	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○		事業実施主体が収支計画書を策定し、施設の売り上げ、原価、損益ほか、人件費、消耗品費、光熱水費、広告宣伝費等を計上している。また事業が5,000万円以上であることから、現在、中小企業診断士の資格を持つ者に経営診断依頼しており、当事業が適正であることを確認している。 【根拠資料：森ノ醸造所事業計画、経営診断結果表及び報告書】
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—		他の事業と合体施行はない。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）。	—		他事業への重複申請はない
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○		地元で収穫した農産物等の直売、インターネット販売、ホテルや飲食店への卸売りを目的とした農産物直売所を建設するものである。
2-22	他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	○		農産物販売・加工のための施設であり、強い農業づくり総合支援交付金などの交付対象とはならないと考える。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	○		・本事業は地域再生計画に位置付けられている事業である。 ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業は地域再生計画内の3P5-2に位置付けている。 耕作放棄地の解消に向けた取り組みについては、耕作放棄地の防止に努めるため、将来を見据えた農業生産活動と農用地の保全に積極的に取り組んでいる。 ・蘭越町過疎地域持続的発展市町村計画内において、12P定住自立圏強制ビジョンの位置づけがある。 ・蘭越町地域強靱化計画内において、2P-3社会経済システムの強化で企業立地促進の位置づけがある。 ・R6.1月地域別農業振興計画に位置付けるため、認定申請を実施している。

				・蘭越町基本計画 5P-2、地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標（1）-③において、日本酒製造企業誘致を目標としている。 ・蘭越町では、道の駅「ふるさとの丘直売センター」・「シェルブラザ」の2か所で取り組みを行っている。 ・事業実施主体は、「農山漁村振興交付金交付等要綱別表1（1）イ（イ）農村イノベーション整備事業」の支援対象者に位置付けられている。 【根拠資料：地域再生計画（名称：蘭越町まち・ひと・しごと創生推進計画）、蘭越町過疎地域持続的発展市町村計画、蘭越町地域強靱化計画、地域別農業振興計画、蘭越町基本計画、農作放棄地の解消に向けた取り組み】
--	--	--	--	--

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。